

## 佐野市運動公園等3施設自動販売機設置

### 質問に対する回答

番号	質問事項	回答
1	<p>自動販売機の設置撤去には相当の費用がかかりますが契約期間が4ヶ月では採算がとれません。</p> <p>貸付期間の延長はできませんか1年～2年でも</p> <p>自動販売機の管理を一般の公園のように市で管理ではできませんか、</p> <p>多くの市町村は施設運営等は管理委託会社に任せて自販機は一般競争入札で行っています。</p> <p>委託会社が自動販売機の運営をするにあたり、公共性を保てない事が多くあります。</p> <p>条件付き一般競争入札で来年度はできませんか。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・貸付期間は、12月1日から3月31日までの4ヶ月間で、延長をする予定はございません。</li><li>・自動販売機の管理については、指定管理者の事業と考えているため、来年度以降も市で管理をする予定はございません。</li></ul>